

令和5年度青森県非農家出身者再チャレンジ支援事業公募要領

1 趣旨

非農家出身の新規就農者は、近年増加傾向にありますが、経営基盤が脆弱なため、就農時点で予期できなかった要因により、所得が低迷する傾向にあります。

このため、県では、非農家出身の新規就農者が青年等就農計画に定めた所得目標の達成に向けた経営改善に要する取組を支援します。

2 補助対象者及び要件

補助事業の対象者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 青森県内で農業を営む非農家出身（青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に基づき作成した計画）で、「新たに農業経営を開始」に該当する者）の独立自営就農者
- (2) 応募時において、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農業次世代人材投資事業の経営開始型を受給している（又は受給した）就農3年目から6年目の者、もしくは新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）に基づき、経営開始資金を受給している（又は受給した）就農3年目から5年目の者
- (3) 青年等就農計画に定めた所得目標が未達成であり、達成に向けて経営改善が見込まれる者

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、青年等就農計画に定めた所得目標を達成するために必要な経営改善に要する以下の経費とします。

- ・販路拡大、新商品開発、経営管理の高度化、省力化、認証取得などに要する経費
- ・栽培設備、かん水施設、加工設備、その他農業用構築物の設置又は修繕に要する経費
- ・区画拡大、暗渠排水、土層改良などの簡易な基盤整備、改植に要する経費
- ・農機具及び運搬器具、加工機械等の購入又は修繕に要する経費
- ・土壌改良資材及び種苗、農業用資材等の購入に要する経費
- ・家畜の導入に要する経費
- ・その他、経営改善を図るために知事が必要と認めるもの

ただし、他の補助事業を活用しているもの、汎用性の高いもの（PC、自動車など）、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外とします。

4 補助金の額

補助対象経費総額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は1,000千円のいずれか低い額以内の額とします。

5 応募方法

事業計画（別紙様式）を作成し、下記の書類を添付のうえ、最寄りの地域県民局地域農林水産部に持参又は郵送してください。

- (1) 補助事業の対象者であることを示す次の書類

ア 青年等就農計画

イ 事業実施年度前年において、青年等就農計画の目標が未達成であることを証明する書類（確定申告など）

ウ 農業次世代人材投資事業の経営開始型又は新規就農者育成総合対策の経営開始資金の支援を受けていることを証明する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

6 応募に当たっての留意事項

(1) 提出書類等に不備又は不適當な事由があると、選定の対象外となる場合がありますので、書類の作成に当たっては十分に御留意ください。

(2) 提出された書類に基づきヒアリングを実施する場合があります。

(3) 提出書類等は、事業採択の有無に関わらず返却いたしません。なお、提出書類等は、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外の目的には使用いたしません。

7 事業計画の選定

(1) 事業計画は、提出された書類により審査します。

(2) 審査の結果、補助対象とならない場合があります。

(3) 必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。

(4) 選定結果については、応募者に文書でお知らせします。

(5) 選定された取組については、その取組内容等を県ホームページ等において公表する場合があります。

8 審査の主な視点

(1) 事業実施主体としての適格性（経営内容の健全性など）

(2) 事業計画の妥当性（経営改善内容の適切度・実現可能性、規模の適正度、将来的な発展性など）

(3) 事業効果の公益性（モデル性と地域還元の期待性、行政等との連携性など）

(4) 事業実施の緊急性

(5) その他

9 スケジュール

(1) 募集期間：令和5年4月3日（月）～ 5月8日（月）（応募者→県民局）

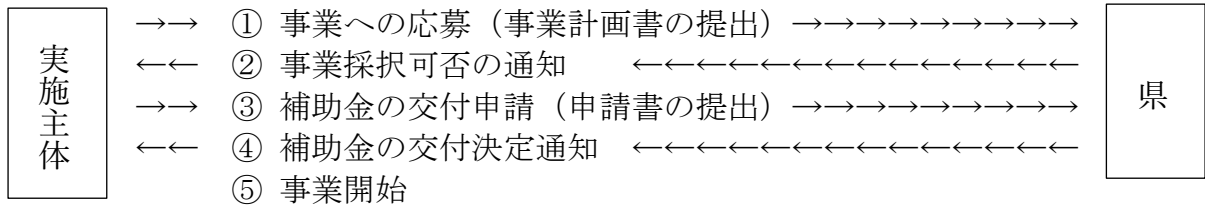
(2) 審査：5月下旬予定（審査会を開催予定）

(3) 事業開始：交付決定後

(4) 事業完了期限：令和6年3月31日まで

(5) 補助金交付：事業完了後又は概算払い

【事業開始までの流れ】



10 お問い合わせ先

本事業の内容及び応募に関する質問は、下記の機関にお願いします。

事業担当課：青森県農林水産部構造政策課 担い手育成グループ

住 所：〒030-8570 青森市長島1-1-1

電 話 番 号：017-734-9463 F A X：017-734-8136

電子メール：ninaiteikusei@pref.aomori.lg.jp

<各地域県民局窓口>

東青地域県民局農業普及振興室：017-734-9990

中南地域県民局農業普及振興室：0172-33-4821

三八地域県民局農業普及振興室：0178-27-4444

西北地域県民局農業普及振興室：0173-35-5727

上北地域県民局農業普及振興室：0176-23-4281

下北地域県民局農業普及振興室：0175-22-2685